

「第29回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和元年6月10日(月曜日) 19:00～21:00

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 石河琵琶湖環境部長、中村参与、三橋最終処分場特別対策室長、小野室長補佐、藤原主幹、駒井主査、金崎主任技師、小形主任技師、井上主事、田中主事

※コンサル4名

※二次対策工事業者3名

(栗 東 市) 西村環境経済部長、殿村環境政策課長、武田課長補佐、矢間主幹

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計18名

(県議会議員) 0名

(市議会議員) 田村市議、中村市議、梶原市議

(傍 聴) 4名

(報道機関) なし

(出席者数 46名)

司会：定刻となりましたので、ただいまから第29回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の石河よりご挨拶申し上げます。

部長：皆さん、こんばんは。本日は何かとご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私、この4月から県の琵琶湖環境部長を務めさせていただいております石河と申します。この連絡協議会に初めての参加となります。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、今年度、最初の、それから第29回となります連絡協議会でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まず、この連絡協議会ですが、今実施しております対策工事あるいは環境モニタリング調査の状況をご報告させていただき、皆様から直接ご心配やご意見、ご提言などお聞かせいただくことができる大変重要な場と考えております。それで、現在実施しております、この二次対策工事ですが、現在のところ、計画どおり来年度末に完了する予定でございます。今年度は浸透水の地下水への漏洩を防止する遮水工事でありますとか、有害物の掘削工事、これを完了する予定でございます。引き続き廃棄物土の掘削を進めまして、またこの地質の状況をしっかりと確認しながら遮水工事を丁寧に施工してまいります。

本日の議題につきましては、次第のほうでお示しをさせていただいておりますが、大きな項目としては3点ございます。

まず1点目ですが、二次対策工事の状況について報告をさせていただきます。この二次対策工事につきましては、昨年度の工事の取りまとめた内容でありますとか、今年度の実施内容について後ほど説明をさせていただきます。それからまた、今回、自治会長様が交代された自治会もありますので、二次対策工事の事業について概要を改めて説明をさせていただきます。

それから、2点目ですが、昨年度の第4回目のモニタリング調査の結果を報告させていただきます。前回までの調査結果では大きな変動は見られておりませんが、昨年度から大規模に有害物掘削除去の区画を掘り進めておりまして、引き続き注意深く動向を見ていきたいと考えております。

それから、3点目に二次対策工事後のモニタリング調査計画について報告をさせていただきます。工事後のモニタリング調査につきましては、皆様と交わさせていただいております協定書に基づいて、5年間を目途として対策工事の有効性を確認することとなっております。昨年度の連絡協議会において調査地点、調査項目、調査方法等の基本項目につきましては、皆様方と協議を行いご理解をいただいたところですが、今年度は調査頻度などの詳細な項目につきまして、皆様方と協議を進めていきたいと考えております。

今回の説明内容は、今年3月に開催しました第28回の内容と変わりませんが、次回からの詳細項目について協議を進めさせていただくため、前回の資料に改良を加えて調査内容をイメージしやすくさせていただいております。また後ほど説明をさせていただきます。

いずれにしても、今までと同様に、皆様と情報を共有して、しっかりとご意見を伺いながら、対策工事を進めてまいりたいと思いますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：申し遅れました。私、本日の司会進行を担当いたします滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の井上と申します。

本日は、今年度の最初の会議ですので、今年度、旧RD最終処分場問題を担当することとなりました県及び栗東市の職員を紹介させていただきます。

室長：皆様、こんばんは。この4月から県の最終処分場特別対策室の室長をしております三橋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

室長補佐：皆さん、お疲れさまです。私、小野と申しまして2年目になります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

参与：この問題に携わってから10年ぐらいになります中村でございます。今年からちょっと職員の立場は退職いたしまして、アドバイザーというんですかね、参与という形で参加させていただきます。また、どうぞよろしくお願ひいたします。

栗東市：皆さん、こんばんは。この4月から栗東市の環境経済部長を拝命いたしました西村勝と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

栗東市：いつもお世話になります。栗東市役所環境政策課長の殿村と申します。今年で3年目になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

栗東市：課長補佐の武田でございます。4月から寄せていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

栗東市：引き続き担当させていただきます栗東市環境政策課の矢間と申します。よろしくお願ひします。

主幹：滋賀県の最終処分場特別対策室、今年3年目になります。廃棄物の担当をさせていただいています藤原です。よろしくお願ひいたします。

主任技師：今年から来させていただきました県の小形と申します。後ほどご説明させていただきますが、モニタリング関係のほうと水処理施設の維持管理の関係を担当しております。よろしくお願ひいたします。

主査：4月から工事のほうを担当しております駒井と申します。よろしくお願ひします。

主任技師：工事のほう、担当させていただいています金崎と申します。3年目となりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

主事：4月から最終処分場特別対策室に配属されております田中と申します。予算のほうを担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会：なお、先ほど自己紹介いたしました県職員中村につきましては、今年度から職名を審議員から参与に改めております。それに伴いまして、本日、皆様の机の上にお配りしております要項、旧RD最終処分場問題連絡協議会設置要項につきましても、裏面にございます別表の中で滋賀県の職員の職名部分を修正しておりますので、あわせてご覧ください。

また、自治会の皆様におかれましても、赤坂、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会の会長様が交代されたと伺っております。

皆様、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前にあらかじめ2点、お断りをさせていただきます。まず1点ですけれども、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆様と県および市の意見交換の場でございますので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けをしないものとしております。

2点目ですが、会場の使用時間の関係で会議は最長でも21時30分、9時半までとさせていただきます。そのため、議事の進行状況によりましては、議題の途中でも次の議題に進むことがございますので、こちらあらかじめご了承をお願いします。

以上2点でございます。よろしくお願ひします。

続きまして、本日お配りをしております資料の確認をさせていただきます。これからの説明で使います資料は6種類でございます。

まず、次第と書かれた1ページのもの。続きまして資料1、第28回連絡協議会の開催結果、こちら2ページでございます。それから、資料2、工事等の進捗状況について。今スクリーンのほうに映っているものでございますが、これが23ページでございます。続きまして資料3、平成30年度第4回モニタリング調査結果について。こちらが27ページでございます。続いて資料4、二次対策工事後のモニタリング調査計画について。こちらが12ページでございます。それから、本日、受付のほうで配らせていただきました、右上に「当日配布」と書かれた第28回連絡協議会の開催結果というもの。こちらは2ページでございます。

資料は以上でございますが、資料が足りないという方はいらっしゃいませんか。会議の途中でも資料の落丁、乱丁等ございましたらお知らせください。また、会議中、前方にあるスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明をさせていただきますので、適宜、お手元の資料とスクリーンをご覧いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事1、前回の開催結果についてご説明いたします。

室長補佐：小野と申します。ちょっと座って説明させていただきます。

今日、お配りしました「当日配布」と右上に書いてあります開催結果のほうを見ていただきたいと思います。事前にお配りさせていたのと同様に中身が変わっておりませんが、年号のほうを令和に改めたところでございます。

それでは、第28回の協議会開催結果について、主な質疑、ご意見についてご報告をさせていただきます。

まず一つ目の前回の開催結果の確認についてでございますが、旧栗東町の家庭系ごみについて、県有地の土地所有者の法的責任の整理状況を下記のとおり報告させていただいております。まだ最終的な報告に至っていないが、法的責任について顧問弁護士に相談したところ、「調査結果がない

段階では具体的に論じられないが、基準値以上の有害物質が検出され顕著な危険が生じているような場合は、土地の所有者として責任を問われる可能性もある」との見解でございました。

そこで、家庭系ごみによる生活環境への支障の状況を調べるため、地下水の調査を計画しております。6月末に調査をしまして、9月以降の連絡協議会までに結果が判明する予定であります。結果を踏まえて住民の皆様にも相談して必要な措置をとることとしたいというふうに報告させていただいております。

次、もう一つございまして、協議会から提案があった経堂池の水質調査回数の変更の提案について、小野自治会から下記のとおり報告がありました。

平成31年2月3日に開催した総会で議案として諮ったところ、従前のおり年4回の水質調査を求めることとの報告がありましたという状況でございます。

それと二つ目の議事の平成30年度第3回モニタリング調査結果についてでございます。

工事が始まってからの効果について、モニタリング調査結果から一例を示して説明してほしいというご意見でございました。それに対して、その当時の資料なんですけども、11ページのNo.3-1井戸は、ほう素が基準を超えていたが、昨年6月から急激に低下しており、地下水の流れの上流のD工区で廃棄物の掘削と底面遮水による影響で低下していると思われるというふうに回答させていただいております。

次、議事三つ目の工事等の進捗状況についてでございます。

まず最初に、今回の説明資料でドラム缶の掘削数が626本であると初めての報告になるのか。また、「内容物なし」とはどういう意味かという質問がございました。それに対しまして、滋賀県のホームページに平成17年度と19年度の調査で個数と内容物、分析結果を載せておりますが、現時点での集計結果は初めて報告するものです。また、「内容物なし」とは、発見された時はドラム缶本体の金属部分だけで、中身はなく、周辺の土に油が滲みだした形跡もない状態であるものというふうに回答させていただいております。

続きまして、出てきたドラム缶には、何か汚染状況との相関関係のようなものがあるのかという質問をいただいております。これに対しまして、たくさん埋められたと証言があったところでは、VOC、有機塩素系の化合物ですが、土壌基準を超えたところもみられるというふうに回答させていただいております。

室長補佐：次に、議事の4の二次対策工事後のモニタリング調査計画についてでございます。

県の計画案を示させていただきまして、工事後の調査計画について、基

本項目である調査地点や調査項目等についてはご理解をいただき決定させていただきました。次回以降は詳細項目について、また、計画案を示させていただきご意見をいただき、また、アドバイザーの先生にご意見をいただき検討していきたいというふうに説明させていただいております。

質問がもう一点ございまして、経堂池の調査について議論があったが、表流水、洪水調整池から放流される表流水により経堂池は処分場の影響を受けるのかという質問がございました。

雨水のうち地表面を流れる表流水は、地下のごみと触れずに洪水調整池に入り経堂池に流れます。計画案で池を調査しないのは、処分場以外からも水が流入する池より、手前の洪水調整池で調査する必要があると考えているというふうに回答させていただいております。

その他、二次対策工事後等については下記の質疑がございました。

まず、工事後についてでございますが、モニタリング期間中の現場の状況はどうなっているのか、常時監視の現場事務所があり、周りに侵入防止のフェンスがあるのかという質問をいただいております。それに対しまして、平面部や法面には、場外から搬入した土砂で50cmの覆土をし、法面にはシート等でキャッピングをします。フェンスは外周に設置する予定ですが、常時監視の現場事務所の設置予定はありません。工事後の管理計画案については、またご協議させていただく考えであるというふうに回答させていただきます。

それから、5年のモニタリング調査が終了し事業が完了したとき、この県有地はどうなるのかという質問をいただいております。

廃棄物が埋まっている状態であるため土地利用については制限がある。今後の利用については、住民の皆様や栗東市の意見を聞きながら検討することになりますが、工事後5年間はモニタリング調査を継続するため、少なくともその期間は土地利用ができないものと考えているというふうに回答させていただきます。

続きまして、覆土をして何年も放置していると草木が生えてくるので、そのようにならないようにしてほしい。また、桜の木を植えるなどの検討をしてほしいというご意見がございました。

これに対しまして、工事後は土地を適正に管理していきます。覆土が50cmなので廃棄物に根が張り高い木を植えることはできないと考えていると回答させていただきます。

続きまして、北尾団地広場について質問をいただいております。処分場内にある北尾団地の広場の面積、貸付期間、賃借契約書はあるのかというご質問がございました。

広場の面積は約1反ほどで、令和5年3月までの期間となっている契約書がありますという回答をさせていただいております。この場でもう少し北尾団地さんとの土地貸付の契約について述べさせていただきます。

この貸付契約は、二次対策等を実施する際に生ずるおそれのある周辺環

境への影響等を考慮し、隣接する北尾団地自治会の協力と理解を得るために行ったものです。貸付期間は平成26年1月31日から令和5年3月31日で、貸付面積は1510m²、貸付料は無償となっております。使用目的は広場として使用することで、防犯、防災活動の物件を設置し、使用することができるとなっております。また、北尾団地自治会以外の者の土地の使用を排除してはならないとあります。今日は契約書のコピーを持参しておりますので、これから皆様に回覧をさせていただきます。

続きまして、北尾団地に広場として土地を貸し付けることに反対である。なぜ、県はそこまでしなければならないのかというご質問がありました。

北尾団地は、二次対策工事箇所と隣接していることもあり、また団地から土地の利用の要望を受けたことによるものと回答させていただいております。

続きまして、自治会の広場として利用するなら一定の基準に従い安全性を確保しなければならない。広場としての使用が安全なのか、支障除去事業として工事がまだあるのかというご質問をいただいております。

これに対しまして、当該区域について、他の工区で今後行うものと同様に、廃棄物の飛散流出を防ぐため、50cmの覆土を行ったため、地下は別といたしまして、地上で子どもが直接ごみに触れることはなく安全と考えていると回答させていただいております。

5番、その他についてはご意見がございました。

以上でございます。

司会：ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

住民：最後のほうの項目で、北尾団地の広場のことですが、この前のときは契約書を出してくださいということで終わっているんですね。今回、契約書はどこにあるんです。

住民：ここにあります。

住民：あるんですか。分かりました。後で読みます。

司会：ほかに何かございますでしょうか。

住民：前回、欠席してたので、あまり言える立場ではないですが、参考までに教えていただきたいんですが、最後のほう、50cmの覆土を行ったために地下は別として地上で子どもが直接ごみに触れることはなく安全だというふうになっていますが、子どもが遊ぶ環境で地下50cm以下がごみでもいいんですかね。森友学園がたしか同じような状況だったと思うんだけど、

こういう教育施設の広場というものの地下の規定というのがあるのか、ないのか、教えていただきたいんですけど。

参与：私が知っている範囲ではありません。環境基準というのはご存じのように二通りありまして、どういう経路で人間に害が及ぶか、一つは水ですよね。水経由。もう一つは鼻経由。埃が立って、その埃を吸って問題があるかどうか、要するに地表面の濃度を測って、これは含有量ですね。その埃を吸ってペケになるかどうかということで、例えばダイオキシンですと、埃の濃度の含有量の基準が決まっているわけです。これは1000ppmやったかな（正しくは1,000pg-TEQ/g）、ですけども、二通りありますので、それは覆土してしまえばクリアできますよねという話。埃のほうは問題ないよねと。水は当然、地下水を汲んでいるわけではありませんので、今のところ。埃はマルですよと、そういう理解です。

住民：福島原発で出た除染された土地の土の処分、あれなんかも話題にはなっていると思うんだよね。一旦地下に埋めてしまえば、50cm覆土すれば小学校でも幼稚園でも広場として大丈夫なんじゃないかという、今の日本の法律では、それは問題ないということなんですね。そうすると、その場合でも。

参与：ですから、放射能の場合には、ご存じのように土を通り抜けてきますよね。X線みたいなものですから、通り抜けて来ちゃうから、その通り抜けてくる厚さがこれ以上だったら通り抜けても減衰してくるから大丈夫ということやと思うんですね。

今の埃のほうは、直に、表面の埃を吸ってどうなのかという話ですので、表面が埃が何かあっても、土かぶせているわけですから、ごみの埃を吸うことはないのです、それは放射能とはまた別だと思っんです。

住民：分かりました。ともかく人体に吸引されるような状況でない限りは問題はないというのが、今の日本の仕組みだということですね。

参与：そういうことです。体への曝露経路を考えて、曝露経路ごとに基準が決まっていると、そういうことですね。

住民：はい、分かりました。

住民：あそこには工作物ありますよね。ブロックで積んだような。あれが倒れてきた場合、災害になりますよね。そこら辺はどうなるんですかね。

住民：うちの自治会で遊具として撤去するという話も出まして、一人しかいー

ひん子どものために壁当てをできるということで作らせていただいたんですけど、総会でも諮ったんですけども、災害、地震とかあったときには近くに寄らないと。ボール遊びはそんなべったりくっついたらボール遊びなんかできませんので、くっついてするということはずないということで、子どもたちにも回覧板等で災害時、地震とかには近寄らないと。県とか市にそういうことを言うと、やっぱり撤去と。遊具と一緒に、そちらのほうで検討してくださいということですので、うちは自治会としては残すという話になっております。

司会：よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございませんでしたら、次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題2、二次対策工事等の進捗状況につきましてご説明いたします。

主任技師：こんばんは。工事を担当しております金崎です。

それでは、工事等の進捗状況について、内容のほうを説明させていただきたいと思っております。お手元のカラーの資料と前のスクリーンのもの、同じものとなって映らせていただいておりますので、併せてご覧いただけたらと思っております。

今年度、新しく自治会長になられました方や役員様もおられますので、簡単に当事案の概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、特定支障除去等事案の概要ということで、この事案につきましては、不適正処理を行いましたアール・ディエン지니어リングが破産したことにより、県が行政代執行として産廃特措法に基づきまして国の支援を得ながら事業のほうを行っております。平成24年度に一次対策を実施し、平成25年度により総額70億円で実施計画を策定、環境大臣の同意を得て、今現在二次対策を行っております。

支障等の内容につきましては、①地下水の汚染、こちらにつきましては許可品目以外の廃棄物を埋め立てということになります。②悪臭による生物環境の支障、過去に高濃度の硫化水素ガスが発生したこと、③廃棄物の飛散・流出。一部法面が急峻・覆土がされていない。この状況が支障等の内容となっております。

一次対策につきましては、平成24年度に実施いたしまして、有害物掘削除去や地下水対策汚染防止、これは既に実施しております、実績として約2.4億円事業にかかっております。現在、二次対策ということで、平成25年から令和5年、工事といたしましては令和3年3月までという形で現在進めております。工事内容は底面・側面遮水、浸透水の揚水、浄化、有害物の掘削除去、あと法面の覆土、こういった内容を今現在進めております。詳細は後ほど説明させていただきたいと思っております。

平成29年度に当初、事業費が70億円でさせていただいておりましたが、

変更となりまして、現在約81億円で事業を進めているといった状況でございます。

主任技師：続きまして、二次対策工事の概要になります。

まず、右の概念図をご覧くださいんですけども、青色が粘性土層で、黄色が帯水層という、いわゆる砂層になるんですが、そちらを表しておりまして、こちら断面図になるんですが、この廃棄物土層を通った水を浸透水と呼んでおりますが、この浸透水が深掘りにより粘性土が掘削され、帯水層に流れ出ると、要は汚染が拡散しているといった現状が今のこの処分場となっております。

そういった現状ですので、こちらの①から④の対策工事を具体的に実施いたしております。内容といたしましては、①が浸透水の漏洩防止ということになりまして、廃棄物に接触した水が地下水に流れ込まないように遮水するという形になります。こちらは現在ABCDEの五つの工区に分かれて掘削を行っております、実際、掘削を行い遮水工を実施しているという状況になります。その際、掘削した廃棄物土は、こちら選別施設で廃棄物土と埋戻土に分別しております。

②、続きましては、水処理になりまして、遮水して溜まる水は水処理（施設）で処理して、現在、下水道のほうに放流しております。滞留水を減らして硫化水素やメタンの発生を抑制すると、そういった効果を今現在しております。

続きまして、③調査の結果、汚染の原因となる基準を超えた廃棄物土を掘削して処分。こちらにつきましては、紫色で囲っていますAからI、この10m区画になるんですけども、土壤環境基準を超過した部分の廃棄物土を場外に処分していると、そういった形で今、有害物掘削除去を進めております。

④は、キャッピング工になりまして、処分場の表面をきれいな土やシートで覆い、廃棄物の飛散や流出を防止すると。こちらは今後、進めていく内容になっています。

続きまして、工種ごとの説明をさせていただきたいと思います。まず、浸透水の漏洩防止措置ということで、少し先ほどありましたけれども、AからE工区にかけて欠損した底面粘性土層の遮水をすると。また、側面の帯水層の浸透水の流出を防止するという形で、今現在、進めております。

こちらの深掘りにより掘削した範囲を底面側の遮水と、こちら側面側に流れるものを鉛直遮水もしくは側面遮水工で実施すると、そういった工法になっております。

こちらが実際の施工状況になりまして、左側が鉛直遮水壁の施工状況になります。鉛直遮水壁は、こういったカッターポストと言われる大きなチェーンソーのようなものを地中に建て込みまして、地中内に壁を作るといったものになります。こちら、実際の施工状況の写真になります。

右側が掘削した箇所の粘性土層を修復する底面遮水工になります。これが施工状況の写真でして、転圧状況の写真になります。

底面遮水工につきましては、1 m以上で現在施工のほう、進めております。

現在の遮水工の進捗状況になりますが、平成29年度までで施工しているところをグレー色、ちょっと見にくいですが、A工区やB工区、あと北尾団地側のほうも平成29年度までに実施しております。昨年度、平成30年度は赤色で着色しておりますのが実施した箇所になります。今年度、予定しております箇所が青色になっておりまして、こちらにつきましては随時掘削の状況を見ながら遮水工の形状を決めて施工のほうを進めております。

進捗といたしましては、底面遮水工が約6割程度できておりまして、鉛直遮水工はもう100%できていると。側面遮水工は今年度、全て実施すると、そういう形で今進めております。

続きまして、掘削した廃棄物土の処理のフローになっております。掘削した廃棄物土は選別処理基準に従いまして廃棄物と選別土と分別したうち、選別土については埋戻しの可否を判定する適合確認分析を行っております。当該分析に適合した選別土は場内に埋戻しを行います。

こちら、選別施設の中では、粗選別や選別助剤を混合したりという処理工程を踏みまして、場外に出す廃棄物と分析を行いまして場内に埋戻す土と、そういった形で大きく分けております。こちらの分析結果であったり、あと廃棄物の処分量につきましては、後ほどこの二次対策工事の実績についてご報告のほうをさせていただきたいと思っております。

続きまして、浸透水の揚水及び処理ということで、浸透水貯留層、揚水ピットにつきましては、平成29年度にAB工区で既に設置しております。こちら浸透水貯留層に場内で廃棄物に浸かった浸透水が溜まりまして、そちらを揚水ピットに汲み上げまして水処理施設で処理を行う、そういった形であります。

残っておりますのが、底面排水管がE工区で一部残っておりますので、そちらのほうを今年度実施していきます。

続きまして、有害物掘削等の掘削除去ということで、調査位置で深度を特定した土壤環境基準を超過した廃棄物土を掘削除去するという形で、緑色に着色している箇所が既に施工済みの箇所を表しております。今年度、現在、施工している箇所が赤色で着色しております。場所といたしましては、E区画、F区画、G区画、L区画で、残っているのはI区画ということで、全て今年度掘削除去いたします。

続きまして、法面整形・覆土ということで、こちらキャッピングになりまして、目的といたしましては、覆土、防草シート、アスファルト舗装によるキャッピング、廃棄物の飛散防止、雨水の浸透を軽減するといったものになります。こちら、既に設置されている状況でして、廃棄物の上に選別土があつて、その上に場外から持ってきた搬入土で覆土して、シートに

よるキャッピングを行うと、そういった形で施工を予定しております。

こちら、盛土形状（案）ということで、前回の連絡協議会で対策工事完了後の話が挙がりましたので、現時点での仕上がり形状についてご説明させていただきますと思います。

茶色に着色している箇所につきましては、覆土により仕上がりを予定している箇所でございます。緑色につきましてはキャッピングシートで最終仕上げを予定している箇所、見にくいですが、灰色になっている箇所がアスファルト舗装をする箇所でございます。

赤丸で印をつけております箇所が通気管になりまして、こちらは廃棄物土中が嫌気性にならないように設置しているものでございます。

また、二次対策工事期間中につきましては、北尾団地側であったり、西側のガス調査を週1回しておりますが、全てで検出されていないという状況でして、掘削箇所の浸出水から硫化水素が最高で73.5ppm出ておりますが、10cm以上離れますと、検出されていないと、そういった現状でございます。

続きまして、平坦部の盛土についてですが、最大で約2%の勾配が付く計画で今設計のほうを進めております。こちら2%と申しますのは、100mに対して2m下がるような傾斜になります。こちら、勾配を付ける目的といたしましては、表面に流れている水、表流水を流末へ速やかに流し、場内の浸透水の水位の上昇、水処理量を抑制すると、そういった効果を持たせるために勾配のほうを設置しております。

通気管が法面の一部、幾つかありますので、またホームページ掲載のときには、この盛土形状について更新をさせていただきたいと思っております。

続きまして、今年度の施工箇所になります。こちら4月19日に撮影しました航空写真になります。赤破線が敷地境界の線になっております。

今年度、この大きく分かれましてAからE工区につきまして、A工区につきましては選別土の仮置きを現在しておりますので、順次埋戻しに使っていくと。あと、キャッピング工及び雨水排水工。B工区につきましてはこちら洪水調整設備工ができますので、こちらのほうを順次施工していくと。あと、選別土の埋戻し工、キャッピング工、雨水排水工。C工区につきましては、側面遮水工と選別土の埋戻し工、キャッピング工、雨水排水工。D・E工区につきましては、廃棄物土掘削工と底面・側面遮水工、底面排水工。できたところから順次選別土を埋め戻していくと、そういった形で予定しております。

続きまして、有害物掘削除去ということで、こちら今現在、FGE、IL区画、これにつきましては今年度実施いたします。

中央部の選別土の今仮置きしているものにつきましても、順次、各工区に埋め戻していくと。こちら選別処理施設、水処理施設につきましても、現在、運転管理のほうを順次して、水処理施設につきましては処理した水は下水のほうに流しております。

各工区、工種の年間の工程表になります。詳細は、書いているとおりに
なんですけど、大きなところと申し上げましては、廃棄土掘削や有害物掘削
除去、あと遮水工が今年度、完了すると。今の予定ですと、年内ぐら
いは完了するという予定で今現在進めております。それが終わりましたら、
選別施設の解体を年明け以降、順次入っていくという計画を立てており
ます。

そうしましたら、各工区の状況について説明に入らせていただきます。

まずB工区の状況ですが、現在、洪水調整設備工、放流管、柵等を施工
のほう、進めております。

こちら写真①になりますが、オリフィスタワー、こちらですね、写真に
あるオリフィスタワーのほうを4月23日に施工いたしました。このオリ
フィスタワーにつきましては、表流水が洪水調整池に溜まりまして、その表
流水を下流に流す量を調整する、要は流出量を調整する、そういった役目
のあるものになります。こちらのほうが現在施工して、既に設置できてお
ります。

続きまして、C工区の状況ということで、4月にC工区の法肩部分が一部
残っておりましたが、こちらのほうを実施いたしました。写真②につつま
しては掘削状況の写真になります。

こちら、C工区ですね。旧処分場周縁の汚染状況等を確認する観測井戸、
3本を設置いたしました。こちら3月に設置いたしました。こちらの3本
につきましては、今後、県有地に残置されている家庭系ごみの汚染状況
を確認する井戸となりますので、またモニタリングのほうを実施してい
きたいと、このように考えております。

続きまして、DE工区の状況となります。DE工区の状況といたしまして
は、廃棄物土の掘削を順次施工のほうを進めております。

ただ、No.8付近の掘削法面部の全旋回オールケーシング工法による底面遮
水工を実施しております。

掘削した箇所につきましては、全て地山を確認して掘り止めといたして
おります。こちら写真②にありますように、掘削した箇所につきましては
Ks2層を確認しており、その周辺にはKc3層、粘性土があるといった状況
を確認して掘り止めとしております。

続きまして、DE工区の状況ということで、こちら西側の状況になります。
こちら、DE工区のNo.8付近になりますが、こちら写真②にありますように、
西側につきましては廃棄物土掘削が順次進んでおりまして、一番最深部
では、128.6m付近まで廃棄物が埋まっていたという状況になりまして、こ
ちらも掘削除去といたしまして地層を確認しております。このあたりの掘削
状況につきまして、明日、現場で見学会を開催して、皆様にご覧いただ
けたらと思っております。

また、こちらに掘削後の地層の形状に伴いまして、底面・側面遮水工の
形状を順次見直し、施工のほうを進めていきたいというふうに考えており

ます。また、そのあたり、施工の見直しにつきましては、明日の見学会で内容のほうを説明させていただきたいと思えます。

続きまして、DE工区の今後の予定ということで、西側の市道上砥山北線で底面・側面遮水工の下や周辺に軟弱な地層、沖積層に当たるんですが、こちらの地盤改良を行う予定であります。市道敷きに設置されているこういった観測井戸ですね事前No.2等につきましては、直接改良の範囲には当たらないんですが、近接して施工するため、今後、使用できない可能性があります。赤色の斜め線で囲っているところが今後、地盤改良を行う範囲でございます。ピンク色の箇所が観測井戸に当たります。

続きまして、有害物掘削除去（C区画）の状況であります。こちらにつきましては、支保工を撤去しながら選別土の埋戻しが平成31年4月末に完了しております。

続きまして、有害物物質掘削状況（FG区画）になります。F-1、3区画、青色の区画ですが、こちらは既に埋戻しが全て完了しております。隣の赤色で囲っているFG区画につきましては、3月の中旬に土留め工を施工し、4月中旬から廃棄物掘削にかかっております。こちらが支保工の設置状況になります。

主任技師：続きまして、有害物掘削状況のE区画になります。こちらは全旋回オールケーシング工法による置換工を今年5月中旬から現在実施しております。写真②が実際の施工状況、オールケーシングで廃棄物を掘って、砂で置き換えを行っているという状況でございます。

続きまして、鉛含有廃棄物土についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、以前、鉛含有廃棄物土は、廃棄物是正工事、平成16年から17年の際に、住民様からの要望により掘削した廃棄物中の有害物質等の含有量の分析した結果、一部で鉛の含有量の値が160から210mg/kgを示し、参考基準の150mg/kgを超過したものでございます。土壌溶出基準で設定された物質やダイオキシン類につきましては、いずれも土壌環境基準を下回っていると、そういったものでございます。

こういったものが今回、二次対策工事でA工区、こちらになるんですが、廃棄物掘削中に、過去に粘性土で包み込んだ鉛含有廃棄物土の分布範囲の一部が掘削範囲にかかった、そういったものでございます。それが今現在、平成28年5月30日に選別を終了いたしまして、現在はシートで上下を覆い飛散と雨水の浸透防止をした上で場内に仮置きしていると、そういったものでございます。

溶出試験につきましては行いましたが、いずれも定量下限値未満、そういった試験結果になっております。

今後の対応につきましては、粘性土で包み、もとの位置付近で埋め戻して位置情報を記録していくと、そういったことを今年度の秋ごろの施工で現在予定しております。

続きまして、掘削した廃棄物土で特異な廃棄物になります。5月15日から17日にE工区で内容物有りの潰れたドラム缶が6本とペール缶が1本出てきました。こちらのコンクリート固結物につきましては不燃物として処分いたしました。そのほか、タール様固結物につきましては固結しており、周辺土壌の油が浸透した形跡が見られませんでしたので、防水性の内袋付きフレコンバック中に今現在、保管中でございます。今後、PCB、有害物等の分析を予定しております。

こちらがドラム缶の掘削された場所になりまして、こちら西市道側を掘削した際にドラム缶が6本とペール缶が1本、この星マークのところから発見されました。

続きまして、二次対策工事土工・処分実績ということになります。黒字が前回との差を表しているものでして、大きな数字のところでは申し上げますと、掘削土量につきましてはプラス9,800m³、あと有害物につきましては、C区画やF区画で出ているものになりますが、4,800 t、選別土適合確認分析で土壌環境基準を超過したものであるということで470 t。こちらを場外に処分しております。

続きまして、選別土および覆土等の適合確認分析。こちらは掘削した土を選別した際に、埋戻土を300 m³単位に分析を実施して、埋戻しの可否を判断していく、そういったものでございます。分析項目はこちらに記載されております8項目を行っております。前回との差で見ますと、17回試験を実施しまして1回不適合が出ていると。そちらにつきましてはふっ素の溶出量が管理基準を超過する0.83mg/lでした。不適合選別土の原因となった廃棄物土の掘削場所は有害物区画のFG区画の標高で151.5から149m付近でありました。覆土等の適合確認分析は実施しておりませんので、不適合はありませんでした。不適合選別土は、全量、廃棄物で場外搬出、処分済みでございます。

詳細につきましては、次ページ以降に適合確認分析の結果についてをご覧いただければと思います。

以上が資料2の説明内容になります。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

住民：北尾団地の〇〇ですけども。

5ページの法面整形および覆土の件なんですけども、防草シートは、前からちょっと言わせてもらっている。岡治さんとかの時代に、やっぱりちょっと困るなという話はしてたんですけども、仮でさせてくれという感じでやっていただいんですけども、やっぱり台風のときにめくれたりとか、草が生えてきて落ちたりとか、今は工事業者さんがちゃんと管理して見てもらっているんで、そんなべろんとめくれることはあんまりないんですけ

ども、でも、台風の次の日とかめくれるので、ちょっと防草シートというのは、ちょっと外していただきたいなど前から言っているんですけども、これには載っているの、計画としてまだ防草シートというのはあるんですかね。

室長補佐：すみません、小野です。

防草シートとしての計画はまだございます。北尾さんは先行させてやっていただきましたので、5年経過したんですね、施工してから。その間、台風もありまして、ちょっと見直すところもありますので、もう少し施工方法等を、今後施工になるんですけども、ちょっと検討していきたいと思っているところです。

住民：いや、検討じゃなくて、防草シートはめくれたりするので、やっぱりずっと今は工事入っている方が毎日見に来てくれているのでどうかなっているのかなという状態ですので、ツルとかが生えてどんどん浮いてきたりもしますし、年に今4回ぐらいは草刈りをしていただいているので、まだかろうじてという感じなんですけども、やっぱりめくれたりすると、びゅっと張ってもらっているという状況で、やっぱり雨が降るから土も流れますし、シートはちょっと不適合、合わないんじゃないかなと思いますけど。

室長補佐：今後の工事が終わってから維持管理計画もありますので、今の防草シート施工方法というのをこれから見直していきまして、今後の施工もありますので、ちょっとその辺、もう少し時間かけて検討させていただきたいと思っているところです。

司会：ほかにご質問等ございますでしょうか。

住民：上向の一般住民です。

12ページの鉛の下段なんですけども、ちょっと意味が分からないので、これを教えていただきたいと思います。「土壌溶出量基準が設定された物質やダイオキシン類については、いずれも土壌環境基準値を下回っている」と。ダイオキシンについてちょっとこだわりがありまして、ダイオキシンは閉じ込めてんのやと、全部溶けへんのやと、残ったままやと。そこに水入れて攪拌したら、基準値が1以下であるのに、水質基準で1以下であるのに攪拌してみたら17になったんやというのは1年ぐらい前にあったんですけども、閉じ込めてんやと、そこはダイオキシン、いっぱい入ってるんやと。そやけど、土壌環境基準値を下回っているって、これは実際、そうなんですか。

いや、実は最近、ベトナムでアメリカが金いっぱい出して枯葉剤を除去すんのやというてラジオで言ってたんですけど、何百億、何千億かですね。

前、中村さんが、いや、それは閉じ込めるだけやと、攪拌したらいっぱい高い値が上がんのやと。いっぱい残ってると思うんですけども、閉じ込めたらそんでええんや、そういう解釈と思うんですけど、土壤環境基準値、下回ってるってほんまなんですか。

参与：測定結果から言うと環境基準値を下回ってます。ご存じのように、ダイオキシン類については、水には溶けにくいですよ。で、粒々の状態で流れていく可能性があるんですけども、それでどうですかと調べたら、水には大丈夫ですよ。もう一つは、さっき〇〇さんの質問のときに申しましたけど、埃になってどうなるという話があるんで、これ、含有量基準ですよ。これについてもダイオキシンの場合は大丈夫でしたということですので。ごめんなさい、ちょっと分かりにくいかと思いますが、埃についても大丈夫です、ダイオキシンの場合。当然、水のほうも溶け出すのは大丈夫ですよ。ダイオキシンについてですよ。

鉛については、埃のほうについては、埃に飛んでいくやつについては、この基準値を上回ってますが、水には溶けにくい、溶け出す量は基準値をクリアしましたと。

で、何が言いたいかといいますと、水に溶け出す基準を超えた場合には、全部ここから出しているんですよ。こっちの方へ。説明がまずくて申し訳ないんですけども。11ページの有害物質の掘削除去というのがあるじゃないですか。これは水に溶け出す基準値を超えた場合には全部出しますということを出しているんです。水に溶け出す基準を超えた場合。

ただ、その土の中に、それを含まれている状態のものというのは、地表面にあった場合には鼻から吸うから危険なんだけども、地下にあったら鼻に吸わないですね。だから、問題ないですよという基準なんです。だから、この今の鉛の場合には、水に溶け出す量は基準クリアしているけども、埃になった場合にはペケなんで、それをどうしますかということで、粘土でそこに置いとけば問題ないですねという格好でご了解いただいたということです。

住民：鉛はいいんですけど、ダイオキシン。

参与：ダイオキシンはどっちにしても、ダイオキシンの基準というのは含有量基準なんですけど、それをクリアしてますよということです。

住民：じゃ、その基準値は1でしたかね。それが一時、泥水になって17になってるんですわ。

参与：ああ、分かりました。おっしゃっているのは、揚水ピットのところで測ったときに高い数字が出ましたねと、そのお話ですね。

ですから、その粒々の状態のものが水に、泥水になった場合には数字が上がることはあるんですが、分かりますか。水が流れていって泥水になってしまった場合に、泥と一緒に測った場合には数値が高くなりましたが、今は粘土でくるんですから、それが流れ出るような状況ではないと。

住民：それは閉じ込めてるから、あるけども大丈夫やと、そういうことですね。

参与：濃度的には低いけれども、確かにあります。ありますが、粘土でくるんでいるから流れ出すことはないので問題はございませんと申し上げています。

住民：はい、分かりました。

もう一度、アメリカはベトナムで枯葉剤まきましたね。それを除去しようというんですよ。

参与：ええ。ですから、ご存じのように、MOという枯葉剤の不純物としてダイオキシン類が入っていました。それを地表面に撒いているわけですよ。あんな雨が多いところでしたら、そのものが流れ出してしまうわけですので、それが問題だからどけようとしているんだと思いますが、ちょっとそこら辺、詳しいことは知らないんですが、今の場合には、雨が降っても流れ出すような状況にはないようにさせてもらっているということです。

司会：よろしいですか。ほか、何かご質問等ございますでしょうか。

住民：ちょっと一言。鉛の件は了解したというつもりはないんですけども、そういうことやからといって教えていただいたという格好やと思います。でも、やっぱりいかんもんが入ってたらよろしくないんじゃないかなというのはみんなの意見やと思いますけどね。基準でないといけないことだから、これでいいと、そういうことやと思います。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

住民：難しいことはよく分からないんですけども、この資料を見てちょっとびっくりしたんですけども、このRD問題が発して十数年たっていると思うんですけど、この資料の13ページに写真で、いまだにこういうものが出てくるってちょっとびっくりしているんですけども、こういう内容の分からないものというのは、不燃物として処分と書いてありますけれども、この不燃物の処理ってどのようにされてるんですか。

参与：ドラム缶の内容物は不燃物ではなくて、これは焼却です。普通の焼却じ

やなくて、高温で焼却できるような業者がございますので、そこへ持って行って完全に焼却処理しています。

住民：この中に載っている写真。

参与：ドラム缶ごと全部です。

住民：分かりました。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

住民：質問で。ペール缶ってどんな缶ですか。

参与：一斗缶、塗料缶あるじゃないですか。円筒形で大きさとしては180ぐらいものが入るような塗料缶。分かりますか。

住民：ああ、分かりました。金属のやつ、それともポリのやつ。

参与：金属です。

住民：ああ、分かりました。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。もしなければ次の議題に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題3、平成30年度第4回モニタリング調査結果につきましてご説明いたします。

主任技師：続きまして、ご説明させていただきます小形と申します。

次、資料3につきまして、平成30年度の第4回モニタリング調査結果について、ご説明をさせていただきます。

まず、2ページ目に入りまして、こちら調査地点のほうを示させていただいております。こちら、前回から特に変更はなしになっておりまして、こちらの記号の意味なんですけれども、まず、こちら、三角の印というのが、先ほど説明させていただいた場内の廃棄物土に浸透した浸透水の場所の調査地点になっております。

続きまして、こちら白丸の場所がKs3層、上のほうの帯水層の場所となっております。

続きまして、こちら、黒丸のほうと市松模様のところはKs2層、下のほうの帯水層の部分となっております。

その他、経堂池のところでも調査をさせていただいております。

こちら、地図で地下水のほうはおおむね、こちら右上のほうから左下のほうに流れていっているというようなイメージを持っていただけたらいいと思います。

そして、ちょっと留意点として、こちら、一番下のK-1のところでは、帯水層、Ks2層とKs3層の間の遮水をしてる粘土層がなくなっている箇所になっておりますので、両方の地下水が合流したようなものが流れてきているということになっております。

続きまして、3ページ目、今回、調査といたしましては、平成30年度第4回の調査としまして、1月30日のほうに地下水と浸透水のほうの調査を、そして2月15日のほうに経堂池の調査のほうをさせていただいております。

その下の浸透水の移流拡散概念図といたしまして、先ほど資料2のほうでもありましたように、こちら廃棄物土を通った浸透水というのが横のKs3層と下のほうのKs2層の二つの帯水層のほうに流れ出るという状況になっておりますので、こちら遮水の工事をするとともに、両地下水と中の浸透水のほうのモニタリングをさせていただいているというようなものになっております。

では、その次の経年変化グラフについてですけれども、コメントが過去からの経緯で多くなっているんですけど、ちょっと二つ目まで読ませていただくと、まず一つ目といたしまして、調査地点のうち、Ks3層の上流側のH24-8(2)というところがあるんですけども、こちら、過去から同じような状況なんですけれども、水量がごくわずかであるために、pHとECだけを調査というふうにさせていただいております。

二つ目のところですが、こちら調査地点のところ、過年度に環境基準を超過したような項目と電気伝導度につきまして、次のページから経年変化をグラフ化しておりますので、これからその部分について一つずつご説明をさせていただきます。

続きまして、4ページ、5ページのほうに電気伝導度のほう、示させていただいております。

まず4ページのほうに、上のほうの層の浸透水とKs3層の結果を示させていただいております。結果といたしましては、全体的には今までどおりほぼ横ばいのほうで推移をしているというような形になっておりまして、こちらの下流側のH24-2(2)のあたりでは、平成25年頃ですかね、から低下している傾向を示しているというようなものになっております。

では、続きまして5ページ目のほうに、下のほうのKs2層の結果を示させていただいております。こちらについても、大体の地点で横ばいで推移をしておりまして、幾つか高い値を示している部分について、コメントを順番にさせていただこうと思います。

まず、一つ目、こちら側がNo.1-1のところになって、こちら平成27年頃からやや高い値で推移をしているというような形になっております。

続きまして下流側ですね。No.1の部分とH24-2の部分とH24-4の部分に

つきましては、ここ1年ほど、30年の6月頃からやや上昇傾向を示しているというような結果になっております。

続きまして、No.3-1、こちらですね。ここなんですけども、ちょっと上下を繰り返しております、平成26年頃から28年頃までちょっと低下傾向だったんですけれども、その後、急に30年1月ごろまでまた上昇しましたということがありまして、その次の平成30年6月にまた急降下しましたというような、ちょっと上下しているような地点になっておりまして、今回については前回よりは上昇しているというような結果になっております。

続きまして、6ページ、7ページ目について、こちらひ素の項目になっております。

6ページ目が上のほうのKs3層浸透水になります。こちらでは場内、浸透水のところの揚水ピットのほうで、環境基準以下ではありますが、検出されているというような形になっておりまして、その他の地点では不検出というふうになっております。

続きまして、7ページ目、下のほうのKs2層になっておりまして、こちらのほうでは3地点で環境基準を超過したというようなことになっております。

順番にいきますと、上流側、H24-7のところとこちらの北尾さんの近くのH26-S2のところおよびこっち、西のほう、No.3-1と、こちら3カ所で基準を超過しております。こちらについては、過去から超過しているところで、全て横ばいというような推移になっております。その他の井戸では不検出となっております。

続きまして、8ページ、9ページ目、フッ素になります。

まず8ページ目のところで、上のほうのKs3層浸透水になっております。こちらは全地点で環境基準以下となっております、その中でも環境基準以下での検出をされた地点というのが3地点ございまして、その他の3地点では不検出というような結果になっております。

続きまして、9ページ目、下のKs2層のほう、こちらでもふっ素について全地点で環境基準以下という形になっておりまして、その中で3地点で環境基準以下での検出、その他の7地点で不検出というような結果となっております。

続きまして、10ページ、11ページ目、こちらほう素になっておりまして、まず10ページ目、上のほうのKs3層浸透水の結果となっております。

こちら、環境基準の超過が2地点ございまして、まず1地点目が場内の浸透水のところ、No.3の揚水井戸というところになっております。こちら、前は基準値以下となっていたんですけれども、今回につきましては、その以前と同様に超過を再びしたという形で、その経緯としては環境基準前後で上下しながら横ばいとなっているというような結果となっております。

もう一地点がKs3層のほうになっておりまして、こちら、H26-S2(2)という場所になっております。こちらについても経年として横ばいで推移をし

ているというような内容になっております。その他でも環境基準以下での検出が3地点あるという形になりまして、不検出の地点が1地点あるというような内容になっております。

続きまして、11ページ目が下のほうのKs2層になっておりまして、こちらでは環境基準の超過なしというふうになっております。その中で環境基準以下での検出というのが下流側に5地点あるというような内容になっており、ほかの地点では不検出というふうになっております。

続きまして、12ページ、13ページ目が鉛になっておりまして、こちらではKs3浸透水、Ks2、全ての地点で不検出というふうになっておりました。

続きまして、14ページ、15ページ目が水銀となっておりまして、こちらについてもKs3浸透水、Ks2、全て不検出という形になっております。

続きまして、16ページ、17ページ目、こちらが有機物、有機塩素化合物の1,2-ジクロロエチレンとなっておりまして、こちらについても全地点で不検出というふうになっております。

続きまして、18ページ、19ページ、こちら有機系の化合物のクロロエチレンとなっておりまして、まず18ページ目にKs3層浸透水になっております。

こちらについても、全地点で環境基準以下となっているんですけども、基準値以下での検出というのが1地点、こちらのほうにございました。その他の地点では不検出となっております。

続きまして下のほう、Ks2層、こちらについても全地点で環境基準以下となっております。

ただ、その中で環境基準以下での検出というのが2地点ございまして、こちら先ほどと同じ場所、Ks3と合流したところのK-1というところともう一カ所がこちらのNo.1と、この2カ所で環境基準値以下の検出がなされておりました。その他の地点では不検出でした。

続きまして、20ページ、21ページ目、こちら1,4-ジオキサン。こちら有機物となっております。

まず、20ページ目のKs3層浸透水につきまして、こちら全地点で環境基準値以下でありました。

ただ、その中で基準値以下での検出が5地点ございまして、いずれも横ばいではあるんですけども、こちらのH26-S2(2)では、0.042という形で環境基準0.05のおよそ8割前後で推移しているという形になるので、こちら、結果注意深く今後も注視していきたいというふうに考えております。

その他1地点では不検出でした。

続きまして21ページ目、下のKs2層のほうになっておりまして、こちらでも環境基準以下、全地点でなっております。

その中で基準値以下での検出が3地点ございまして、こちらでも低下傾向あるいは横ばいという形になっております。

その他不検出が7地点ございました。

続きまして、22ページ、23ページ目、ダイオキシン類になっておりまして、こちらについても今回、調査した地点、Ks3層浸透水とKs2と全て基準適合というふうになっておりました。

ここまです地下水浸透水の調査結果の概要説明以上になってまして、24、25に今ご説明した内容を含めて考察のまとめを記載させていただいておりますので、また後ほどご確認ください。

続きまして、26ページに経堂池の水質になっておりまして、こちら、一番右の2月15日に実施をさせていただいております、結果といたしましては、農業用水基準のほうと比べまして、基準を超過したのが電気伝導率の1項目が超過をしておりました。こちら、数字については過去の変動の範囲内という形になっております。

27ページが今回の調査結果の一覧表という形でまとめさせていただいております。

資料3の説明、以上となります。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

住民：過去のグラフを見ていると、ちょっと上がって、その後、おさまっているという現象のグラフがまあまあありますけども、それはそこそ原因というのは、一応は追跡できている。

主任技師：例えば、どの項目になりますでしょうか。

住民：どれというのはない、例えば、前は暴れていたけど、例えば鉛、13ページ。13ページの一番上の真ん中の二つが上がって、あとはずっと下がっている。そういう現象というのは、それぞれみんな説明がついているんですか。

主任技師：そうですね。この鉛の項目につきましては、3ページ目ですかね、ちょっと説明省略させていただいたんですけども、経年変化グラフについては5番目ですかね、のところに説明があるんですけども。

住民：いや、一つ一つというんじゃなくて、そういうグラフがそこそこあるので、それぞれみんなそれなりにそういうグラフの変化については、それ相応の判断、判定をしているんでしょうね。

主任技師：そうですね。その都度都度、考察はさせていただいております、もちろんものによっては明確にこれって決まらないものはあったかと思うんですけども、一応それぞれ一定考察はさせていただいております。

住民：はい、分かりました。

司会：ほかにございますでしょうか。

住民：今の話のちょっと関連ですけど、今おっしゃった22年のあのときまでで測る方法を変えたんで出なくなったということはあるんで、それから水銀やとか鉛やとかそういうようなもんが出なくてなってきた。それは基準どおりとったから出なくやったんやというような考えもあるんですけども、でも、あるもんは前は出たと、測り方変えたら出なくなったと、それでオーケーですと。今、そういう進み方をしていると、そういうことやと思いますので。

住民：それはそれで法に合っているんでしょ。

主任技師：より適切な測定方法に改めたというふうに理解させていただいております。

住民：22ページのダイオキシンの揚水ピットで、0.69出てますね。これは確かに基準以内なんだけども、基準そのものが1なんですね。それで、0.69。はっきり言ってほとんどかつかつというか、気持ち的にはアウトなんですよ。これは揚水ピットやからあちこちから集まってきたものですよ。

主任技師：はい、そうですね。

住民：ということは、もっと濃いところがどっかにあると思うのが普通ですよ。いろんな水が集まってくるんやからね。ということは、どこかに超えてるところあるんやなという気がしますよね。これは意見だけしかないですけども。だから、どうこうって、どうこう何って言えませんが、僕らはそこら辺をものすごく懸念しますね。意見だけです。

主任技師：こちらについては、先ほど17ピコという話もありましたのと同じ地点になるんですけども、ちょっと通常の井戸と異なりまして、ほかの部分から排水管を通して水を集めているというような水のたまりになっていますので、工事している場所から下流側の部分に排水管のびていると、そこから工事していると土の粒混じりの水が流れてくるという形になりますので、恐らくそういうものを拾って、通常の水が土の間通って濾されている井戸と比べたら、高くなり得るんじゃないかなというふうには考えております。

司会：他にございますでしょうか。

もし他にご質問、ご意見等ございませんでしたら、次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題4、二次対策工事後のモニタリング調査計画につきましてご説明いたします。

主任技師：すみません。それでは、引き続き、私のほうからご説明させていただきます。

資料4のほうの二次対策工事後のモニタリング調査結果についてのほう、ご覧ください。

こちらについて、前回の連絡協議会のほうでご説明をさせていただきまして、計画の方針であったり、調査時期、調査地点等の基本項目については、ご了解をいただいたというところです。

今年度からは、もっと詳しい詳細項目について、皆さんと協議をさせていただきまして、今年度中に決定、まとまるようなところを目標に進めていきたいというふうに考えております。

今回は前回のおさらいも兼ねて、改めてご説明というふうにさせていただきたいと思っております。

続きまして、1ページ下のほうに入りまして、まずは二次対策工事の内容についてです。こちら、資料2でお示ししたものと同様のものになっております。こちら詳細について、重複しますので省略させていただきますが、こちらの①から④に示している内容を二次対策工事としてさせていただいております。

続きまして、2ページ上、モニタリングの方針についてです。

まず一つ目の目的といたしまして、こちら大きく二つございます。

まず一つ目、①といたしまして、二次対策工事の有効性のほうを確認して、追加対策の必要性について判断するという目的のものです。こちら、皆さんとの協定に基づくものになっております。

続きまして②のほうで、特定支障除去等事業実施計画の目標達成状況を確認して、事業の完了を判断するというふうになっております。こちら、国から支援を受けて事業を行っているという関係で、産廃特措法のほうの関係で定めております実施計画に基づくものとなっております。

それでは、二つ目のところに、①の二次対策工事の有効性の確認についてなんですけれども、こちら、協定の中で、かぎ括弧内のほうで、「連絡協議会は、二次対策工事の完了後5年を目途にして対策工の有効性を確認します」というふうに記載されているものに基づくものです。

次、三つ目といたしまして、②の実施計画に基づくものになるんですけれども、こちらの状況の確認といたしましては、地下水の汚染原因となる物質が環境基準を超過しないことというふうにしておりまして、具体的には「旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準

を満足することが確認されれば目標が達成されたと判断します」というふうに記載をしております。

続きまして、2ページ下、モニタリングの調査時期等について。

こちらについては、まず令和3年3月ですね、来年度末に二次対策工事が完了いたします予定です。その後の4月から調査を開始させていただきまして、まず産廃特措法の有効期限というのが、それから2年後の令和5年3月でございますので、ここまでの期間で先ほどの②のほう、目標の達成状況を確認とする形で、こちらが国が関与するような期間になっております。

それと別に、調査開始の令和3年4月から令和8年3月までの5年間を目途といたしまして、皆さんとの協定に基づいて、二次対策工事の有効性の確認をするというような期間となっております。こちら、協定で「5年間を目途」という形で記載がございますので、皆さんとの協議の中で時期が前後する可能性はございます。

続きまして、3ページ目上のところで、工事の内容についてのおさらいとなります。

こちらの右上の断面イメージのように、旧処分場の横のほうにKs3層のほうに浸透水が流れるというようなものと、下のKs2層のところの粘土層が破れている箇所がございますので、そこに浸透水が流れるというようなものになっています。

こちらが浸透水、廃棄物に接して浸透した水ですね。こちらが外に出ないようには、横のKs3層では鉛直遮水壁あるいは側面遮水工をすることで閉じるということと、下のほうには底面の遮水工をして閉じるというような工事を行っているものとなっております。

また、旧処分場内部のほうには、この青線のところを底面排水管を設置しておりますので、浸透水をこちらの揚水ピットに集めていって、こちらを揚水して浄化して下水道に流すというようなことをやっております。

主任技師：では、続きましてこれらを踏まえまして、3ページ目下ですね。調査地点、評価対象地点、基準については、こちらの表のとおりとなります。

こちら、一番左の番号の欄のところは、次ページのスライド以降で示しております調査の番号と対応しております。なので、こちら、この表の詳細を含めてについては、次ページのスライド以降で詳細を説明したいと思います。

なお、こちらの表の記号の意味だけ、先に申し上げておきますと、こちら◎の場所では評価の対象として水質を調査して評価するというところで、こちら○のところでは、水位を調査して、それを評価するというようなものになりまして、こちら△の場所では、それぞれ括弧内の目的を持って水質を調査していくというようなものとなっております。

なお、詳細な調査地点地図につきましては、資料の9ページ、10ページ目のほうに記載をしております。

続きまして、4ページ上のほうで説明をさせていただくんですけれども、調査の①、水位調査といたしまして、場内の浸透水と場外のKs3層・沖積層の水位を調査します。

目的といたしましては、鉛直遮水壁及び側面遮水工の適正な施工の確認、すなわち鉛直遮水壁及び側面遮水に漏えいがないことを確認するということとなります。そのため、場内側の2カ所と場外側の3カ所のほうで水位を調査してやり、こちらの場内外の井戸の水位差を比較することで、漏えいの有無を判断していきます。

イメージといたしましては、こちらの図のとおりでして、場内外の間、鉛直遮水、側面遮水、ございますので、これがしっかり効いておれば、場内・場外の水位というのは、それぞれ独立に決まってくるだろうというような思想に基づくものとなっております。

なお、こちらの調査地点に揚水ピットございまして、揚水ピットについて、通常時、ポンプで浸透水を汲み上げて浸透水位が下がっていくというような状態になっておりますので、水位の調査をする際には、一時的にポンプ停止させて、浸透水位がある程度回復させてから調査するように調査方法を検討させていただいております。

また、こちら調査場所、揚水ピットについてなんですけれども、こちら囲みのところです。前回資料では「鉛直遮水壁内側1～2箇所（案）」という形で書かせていただいております。こちらの案といたしまして、揚水ピットでの調査と新しく井戸を設置する案というのを示させていただいたんですけれども、前回説明の中で、揚水ピットで調査をし、効果が確認できない場合につきましては、遮水壁内側に新しく井戸を設置するという形で説明をさせていただいておりますので、今回については「揚水ピット」という形で書かせていただいているという形になります。

また、こちらの調査は年4回を予定しております。こちらの調査は、3ページ下の表でいきますと、この赤で囲っている部分という形になります。

こちら、二次対策工事の有効性の確認といたしまして、場内の浸透水、場外のKs3層・沖積層の水位を調査するという内容になります。

前回資料からの修正点といたしましては、先ほどご説明いたしました揚水ピットの記載の部分と、あとKs3層・沖積層の部分で新しく調査に用いる井戸が今年の3月に設置をいたしまして、名前が決まりましたので、C-7という形で名称に書き換えさせていただいております。

続きまして、4ページ下、調査②といたしまして、Ks3層の地下水の水質の調査を行います。

目的といたしましては、鉛直遮水壁及び側面遮水工の効果の確認、つまり、遮水による水質の改善状況を確認するというようなこととなります。

そのため、旧処分場の下流側井戸の2カ所のKs3層のところで水質の調査を行い、その推移を見るときともに、環境基準の適合状況の確認を行います。

イメージといたしましては、こちらの図のとおりとなっております、

鉛直遮水、側面遮水によって浸透水がKs3層に流れるのを防いでいるというふうになっておりますので、浸透水にもともと影響を受けていた地下水の水質が改善していくんじゃないかというようなものになっております。

こちらの調査も年4回行います。

こちらの調査、3ページ下の表でいきますと、こちらの囲っている部分というふうになります。

二次対策工事の有効性の確認及び実施計画の目標達成状況の確認といたしまして、地下水Ks3層・沖積層の水質を調査いたします。

その結果につきましては、地下水環境基準を基に評価をしていきます。

続きまして、5ページの上ですね。調査③といたしましてKs2層の地下水の水質の調査をします。

目的といたしましては、底面遮水工の効果の確認、つまり底面の遮水によって水質を改善する状況を確認するということになります。

そのため、旧処分場の直下流井戸2カ所と下流側井戸2カ所のKs2層のほうで水質の調査を行いまして、推移を見るとともに、環境基準の適合状況の確認を行っていきます。

イメージといたしましては、こちら図のとおりでして、今度Ks2層になりまして、底面の遮水のほうで浸透水が地下水Ks2層のほうに行くのを防いでおりますので、その浸透水にもともと影響を受けていたKs2層の水質のほうで改善をしていくんじゃないかというものになります。

調査はこちらも年4回行っていきます。

なお、こちら右上の囲みのほうにちょっと書かせていただいているんですけども、こちらKs2層では、上流側の2カ所でも調査を行っていきます。こちら、年1回の調査を行っていきます。

こちらについては、旧処分場の影響を受けていないバックグラウンドの水質を確認するというような形で、その把握したバックグラウンドをもとに直下流あるいは下流側の井戸の結果を評価する際に、比較対象としていくというためのものになっております。

こちらの調査は、3ページ下の表でいうと、囲んでいる部分になっておりまして、まず実線で囲っている部分ですね。二次対策工事の有効性の確認と実施計画の目標達成状況の確認といたしまして、地下水Ks2層の直下流と周縁部、直下流と周縁、同じ単語を用いてますけども、周縁部と下流側のところで水質の調査をしていきます。

こちらは地下水環境基準をもとに評価をしていきます。

そのほか、この点線で囲っている部分といたしまして、Ks2層の上流部分のほうで、バックグラウンドを把握するというために水質の調査を行っていきます。

続きまして、5ページ下、調査④といたしまして浸透水の水質のほうを調査をしていきます。

目的といたしましては、雨水のほうで場内の地下に浸透し、廃棄物と接

触している浸透水につきまして、有害廃棄物土の除去と揚水処理による浄化の状況を確認するということになっております。

そのため、場内の揚水ピットのほうで水質の調査を行いまして、推移を見るとともに、安定型処分場の廃止基準の適合状況を確認していきます。

イメージとしては、こちらの図のとおりでして、有害廃棄物土の除去を行いまして、有害物による新たな汚染というのを防いだ上で、浸透水の揚水浄化というのを続けることによって、その洗い出しを進めておりますので、その浄化の状況を確認するというようなものになっております。

こちらの調査も年4回行っていきます。

こちらの調査、3ページ下の表でいうと、こちら、囲っている部分というふうになります。

こちら、二次対策工事の有効性の確認といたしまして浸透水の水質を行います。

その結果は安定型処分場の廃止基準というのをもとに評価を行っていきます。

続きまして、6ページ上ですね。調査の⑤といたしまして表流水、つまり地下へ浸透せず、廃棄物とは接していない雨水のほうの水質調査を行います。

こちら目的といたしましては、場外へ放流する浸透水の安全性を確認するということとなります。

そのため、場内の表流水が集まる洪水調整池のほうで水質の調査を行いまして、有害物質が放流されていないということを確認を行います。

こちらの調査は年1回行っていきます。

こちらの調査、3ページ下の表でいきますと、一番下の囲っている部分という形になりまして、土地の管理者といたしまして、場外へ放流する表流水のほうを管理をしていくというために、洪水調整池のほうの水質の調査を行っていきます。

続きまして、6ページ下ですね。こちら、調査計画の論点について整理させていただいたものになっております。

上の基本項目につきましては、これまでの協議によって了解いただいたという点になっております。

今年度からは、こちら、下の詳細項目について検討して協議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

内容といたしましては、ちょっと今回、一言ずつだけ申し上げさせていただきますと、一つ目といたしまして、調査頻度の設定方法について、時期の選定方法について、続きまして窒素類の調査項目への追加について、揚水ピットの採水方法について、二つになりますが、評価方法の詳細について、そして常時監視計画について、そしてひ素の取扱いについてという形になります。

こちら、詳細項目の一つ目の調査頻度の設定方法につきましては、参考

といたしまして、8ページのほうに案を示させていただいております。

続きまして、7ページ上、調査項目、頻度、評価対象項目についてです。

項目につきましては、現在地下水調査を行っております項目、有害物質15項目、一般項目5項目、その他10項目という形となります。

上から順番にいきますと、有害物質で近年基準超過しているひ素、鉛、ダイオキシン類、ほう素につきましては、年4回、調査を行います。これらは環境基準、廃止基準のほうで評価を行いまして、ただし浸透水のほう素については廃止基準がございませんので、こちらについては調査を行いまして、変動傾向の把握という形で内容を見ていきます。

続きまして、有害物質で近年基準超過していないこれらの項目については、年1回の調査を行っていきます。

続きまして、こちらの一般項目及びその他項目につきましては、年4回の調査を行っていきます。

こちら、浸透水のBODにつきましては、廃止基準がございますので、その廃止基準との比較で評価をいたしまして、それ以外の一般項目については、バックグラウンドの比較や変動傾向の把握のほうで用いていきたいというふうに思います。

その他のイオンの項目につきましては、現在の地下水調査と同様に年1回の調査をさせていただきまして、イオン組成の把握をしていきたいと思っております。

ただし、このポチのところですね。Ks2層の上流側の2地点及び洪水調整池につきましては、この表によらず、全項目とも年1回というふうにさせていただきたいです。

また、この表以外の近年測定していない環境基準項目というのがあるんですけども、こちらについては来年度、令和2年度のほうに、一度、確認として調査をさせていただきまして、その結果をもとに検討していきたいというふうに思います。

また、頻度については、8ページのほうに案を示しておりますけれども、基準適合状況に応じて頻度のほうも増減をさせることを考えております。

続きまして、7ページ下、評価方法についてです。

評価方法といたしましては、地下水の水質については環境基準、浸透水の水質については廃止基準のほうに2年間適合することというふうにいたします。

具体的にはこちらのなお書きのとおりといたしまして、例えばこちらの例のような状況であれば、2年間連続基準適合というふうになります。

ただし、処分場が原因でないような項目については除いていきます。

また、こちら水質についてなんですけれども、水位については鉛直遮水壁の効果については、遮水壁内外の水位差や水位の変動状況によって確認を行っていきます。

あと、こちら鍵括弧内、今後検討とさせていただいている詳細項目につ

いてなんですけれども、基準不適合でも改善が見られる場合であったり、水質の悪化が見られない場合の取扱いや、一般項目の結果の評価への反映等につきましては、別途定めるとのこととしております。

また、浸透水につきましては、降雨等の影響による変動も考慮する必要がございますので、総合的に評価を行いたいです。また、ほう素についても、変動傾向を踏まえて評価したいというふうに思います。

主任技師：続きまして8ページ上、頻度の設定方法についての案という形になります。

こちらについては、5年間調査自体は継続をさせていただきまして、その頻度については、こちら、下のフローによって設定をしていくということを考えております。

基本的な考え方といたしましては、①の近年、基準超過している有害物質につきましては、年4回から調査を行っていきまして、基準適合が続いたら少しずつ頻度を落としていくということを考えております。

ただし、基準不適合が出れば、直ちに年4回のほうに戻って、また4回調査をしていくというふうなこととなっております。

また、②の近年、基準超過していない有害物質につきましては、年1回から調査を行いまして、基準不適合が出れば、こちらの①の項目ですね。年4回からのフローのほうに移して、しっかり調査をしていくというふうなこととなっております。

こちらについては次回、もう少し詳しく改めてご説明をさせていただきます、議論の対象としていきたいと思っております。

8ページ下については、今の8ページ上の設定に基づいた調査頻度の設定例となっております。

続きまして、9ページ目から10ページ目につきましては、4ページ上から6ページ上までの各調査について、調査地点図を含めて詳細に示したものとなっております。こちらについては後ほどご確認ください。

続きまして、11ページ目、12ページ目につきましては、これまでに住民の皆様であったり、アドバイザーの先生方からいただいたご意見、ご質問につきましては、県の見解や回答、対応をまとめさせていただいたものとなっております。こちらについても後ほどご確認くださいと思います。

今回ご説明したような基本項目についても、アドバイザーの先生方からご了解をいただいた内容となっております、今後の詳細項目についても同様に検討を進めていきたいというふうに考えております。

資料4の説明は以上となります。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

住民：基本的なことをまず確認したいんですが、2ページの目的の①と②ありますね。①のほうは我々住民側と県が結んだ協定でして、二次対策工事の有効性を確認して、それが有効ではないと判断されたときは、甲は調査を行った上で一次対策工事、または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。これは住民側と県が約束したことです。なぜ、こういうふうな約束をしたかという、改めて言うまでもないかもしれませんが、住民側としては全体を掘削して有害物を除いてくれという要求をしたんだけど、費用がかかり過ぎると。県は、最初は全部遮水壁で囲って水を永久的に汲み上げ処理するんだと言ったものですから、そこでお互いが妥協して今回のように部分的には下流部分を掘削しますと。そのほか、有害な部分はポイントで掘削しますという形で、お互い妥協した対策法になったという経緯があるわけです。住民側としては、それに対しては十分納得しているわけではないわけで、そこを担保するのが、この①番の問題ですね。

②番目のほうの実施計画の目標達成状況の確認の話は、これは特定支障除去等事業計画に基づくものですから、要するに国からのお金をもらってやる事業の有効性の確認の話ですね。こちらのほうは、確かに今縷々説明あったような絶対基準で構わないと思うんです。そういう形で国が決まっているんなら。

ただ、最初のほうの話は、私たちが望んでいるのは、この処分場によって環境が悪化することがもうあり得ないという状況をつくってほしいと、そういう思いを込めた、この協定なんですね。

ということは、やはりここは絶対基準ではなくて、相対基準にする必要があるわけです。

それで、9ページのこの調査地点のところを見てください。地下水がこのように流れているのならば、影響を受けてないH24-7ですね。一番右上のところ。ここの水が処分場を通過して左下の下流に行ったときに同じような水であるならば、この処分場の影響はないというふうに言えますよね。

ということで、先ほどのちょっと前ですけども、資料3の電気伝導度のところを見てください。資料3の5ページ、Ks2層の電気伝導度、右上のH24-7、これ、Ks1層とKs2が一緒のところですが、ほとんど電気伝導度がゼロですね。一番左下のK-1、これもKs2とKs3ですが、これはざっと見て70、80ぐらいあるわけですね。

ということは、ここを通る間に地下水はこれだけ汚れているわけですね。ということは、一番目の私の言ったさっきの相対評価ですが、この工事によって、ここのこの落差がなくなる。つまり、H24-7と同じ値がK-1に出てこない、この処分場の影響はまだあると判断せざるを得ませんよね。そこを確認したいんです。

つまり、そうである限り、我々はもう一回、追加工事を要求することができますよと。それで間違いないでしょうか。

室長：失礼します。室長の三橋でございます。

モニタリング計画につきましては、前回、前々回ですか、この2回で基本的な考え方なり項目なり箇所というものを一応考えさせていただいて、今日は改めましてもう一度、皆様方に分かりやすくご説明をさせていただくということでお示しをさせていただきました。

〇〇さん、ご懸念の向きは当然あろうかと思えます。おっしゃるように、この工事の目的はRD処分場の影響を除去して生活環境保全上の措置、そういうことをやっていくということでございますので、そういう目的にかなうようにやっていくべきと考えております。一定、環境基準もございますので、絶対評価の基準になるんですけども、バックグラウンドとの比較という〇〇さんおっしゃったような観点は非常に重要ななと思っております。結論から、今現時点での考え方を申し上げますと、アドバイザーの先生方にもしっかりとご相談をしながら、また改めてお示しをさせていただきたいと思っております。すみません。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

住民：4ページの調査①ですね。この右側の図ですけれども、揚水ピットからの汲み上げですね。この水位の差を測るときは、ポンプというのはいつ停止して測るんですか。

だって、動いてすぐやったら当然低いのは当たり前ですよ。どれだけの期間、止めといて測るんですかね。

主任技師：具体的な止める時期等については、まだ検討中でございます。実際にやってみるか、計算で分かるのかということも含めまして、しっかり内容が確認できるような時期には止めさせていただいて、それで十分に調査ができるまで水位が戻ってから調査をするというふうには考えております。

住民：曖昧ですよ。そこは。はっきり言って、どうにでもなるような気がするんですよ。

たしかにこれ、理論はいいと思うんですよ。だけど、これ、検査方法によってはどうにでもなる。

主任技師：そのあたりについては、確かに曖昧なままで調査開始に至ってしまうと、そのようなふうに使われると思いますので、どれぐらいの時期に止めるといったことについては、また事前にアドバイザーの先生に見ていただいたりとか、しっかりこれぐらいの期間であれば内容が評価できるというような期間をあらかじめ検討の上で調査させていただこうとは思ってお

ります。

住民：地点にもよると思うんですね。ポンプ近くであればあるほど汲み上げの影響が大きいし、離れば離れるほど、それは少ないだろうと思うんですけどね。そこら、もうちょっと検討していただけますか。

主任技師：はい。調査前までしっかり検討させていただきます。

住民：雨が降ったら変わってしまうと思う。だから、すごくこれ曖昧やなあという気がします。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、この議題については以上とさせていただきますのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、以上とさせていただきます。これで予定の議題4議題につきましては全て終了いたしました。ほかにご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして第29回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了いたします。

終わりに2点、皆様にご案内させていただきます。

まず1点目でございますが、先に各自治会様にお知らせいたしましたとおり、明日6月11日火曜日午後2時30分から現場見学会を開催いたします。こちらにつきましては、小雨決行といたします。ぜひご参加いただきますよう、ご案内いたします。

もう一点、本協議会の次回の開催につきましては9月の中旬頃を予定しております。また、調整をさせていただきたいと思っております。次回もどうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてどうもありがとうございました。